

(第四部 第三類)

第十三回 国会

参議院法務委員会会社更生法案等に関する小委員会会議録第一号

(六〇二)

昭和二十七年五月十六日(金曜日)午前十一時十二分開会

昭和二十六年十二月十日法務委員長に於いて小委員を左の通り指名した。

岡部 常君
伊藤 修君
齋 武雄君
鬼丸 義齊君
一松 定吉君
須藤 五郎君
同日法務委員長は左の者を委員長に指名した。

委員の異動
十二月十五日委員須藤五郎君辞任した。
四月二十八日委員齋武雄君及び鬼丸義齊君辞任した。

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
委員 岡部 常君
一松 定吉君

政府委員

法制意見長官 佐藤 達夫君
法務府法制意見第四局長 野木 新一君
法務府法制意見参事官 位野木益雄君
事務局側
常任委員 西村 高兄君
会専門員 堀 眞道君
常任委員 堀 眞道君

法制局側

参事(第二部) 菊井 三郎君
第一課長

本日の会議に付した事件

○会社更生法案(内閣提出、衆議院送付)(第十二回国会継続)
○破産法及び和議法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(第十二回国会継続)

○委員長(伊藤修君) それではこれより会社更生法案等に関する小委員会を開きます。

御承知の通り先般来只今申し上げました本法案につきまして委員会におきましては、結果修正案を先般一応まとめたとして、当時GHQにこれを提出いたしました。OKを得ておる次第であります。本日はその修正案につきまして最後の決定をいたしたいと、かように存する次第でありまして、先ず大分日もちますから、修正案について一応御説明申し上げることにいたします。便宜上、法制局第二部長から御説明申し上げることにいたします。

○法制局参事(菊井三郎君) 会社更生法案の修正事項につきましてその原案と修正部分、その理由につきまして御説明申し上げます。

修正事項といたしましては十七点ほどございます。なおこれに関連いたしまして条文の整理が若干ございまして、その主たる点につきまして御説明申し上げます。

第一点は第三十條第二項におきまして更生手続開始の申立のできる債権者は、資本の十分の一に当る金額若しくは百万円以上の債権を有する者となつてゐるのであります。これを資本の十分の一以上を有する債権者だけに限ることに改めようという点でございます。その理由は、債権を百万円といったしました根拠が薄弱であるばかりでなく、大会社の場合におきましては百万円の基準は低過ぎ、申立権が濫用されるという虞れがあるのであります。これを防止すると共に株主の場合との均衡を保つため同じ要件にすることが妥当ではないであらうか、こういう理由でございます。

第二点は、第三十七條第一項におきまして、更生手続開始の申立があつた場合において、裁判所は必要と認めるときは、いつでも他の手続の中止を命ずることができるとなつてゐるのを、改めようというのでございます。押、仮処分若しくは競売手続につきましては、中止によつて債権者又は競売申立人に不当な損害を与えない場合に限り、その手続の中止を命ずることに改めようというのでございます。その理由は、更生手続開始の申立があつただけで、法律に基くこれらの処分又は手続の中止を命ずるものとすると、これは、権利者の保護に欠けるものがあるとして妥当ではない。よつて債権者又は競売申立人に不当な損害を与えない場合に限り、その手続の中止を命ずることに改めようというのでございます。

第三点は、調査委員は裁判所の監督に服するだけで、別に注意義務及びこれを怠つた場合の損害賠償責任の別段規定がないのであります。これを調査委員につきましても管財人と同様に、善良な管理者の注意義務及び損害賠償責任を認める必要があるというような趣旨に改めるわけでございます。その理由は、調査委員は更生手続開始に必要な事項の調査を行い、その適否について裁判所に意見を提出することを職務とするものであつて、その職務の公正な執行を期する上には、裁判所の監督のほかに、右のような注意義務及び責任を認めることが必要であるというのであります。

第四点は第四十六條但書におきまして、会社の債務が二千万円以下の場合には、管財人を選任しないことができるものとされてゐるのを、改めようというのでございます。これを更生手続の開始決定があつた場合には必ず管財人を設けることとし、これに関連して管財人の置かれなない場合を予想いたしました原案の整理委員及び審査人の規定を削るというのでございます。その理由は、管財人がないときは会社は本来の会社の立場と管財人の立場とを兼ねることとなりまして、会社の業務及び財産の管理が複雑なものとなるばかりでなく、更生手続の公正な遂行を期待し得ない虞れがあるものであります。又管財人のないときは整理委員又は審査人を設けることができないものとなつておりました。法律関係が極めて複雑となるので、管財人を必要とする機関といたしまして、以上の

これらの法律関係を簡素化するという必要がある、こういう理由でございます。

第五点は、第四十六條第二号、第三号におきまして、第一回の関係人集会の期日は開始決定の日から一月内、更生債権及び更生担保権の調査の期日は、届出期間の末日から一週間以上一月以下の期間を経過した日となつておるのでございます。これを第一回の関係人集会の期日は、決定の日から二月以内、更生債権及び更生担保権の調査の期日は、届出期間の末日から一週間以上二月以下の期間を経過した日に改めよう、という趣旨でございます。

その理由は、右のいずれの場合も手続上一月の期間が短きに過ぎるので、これを延長いたしまして二月にすることが妥当ではないかという理由でございます。

第六点は、第五十四條におきまして、五十四條各号に掲げる行為をするには、管財人は裁判所が特に定める金額以上の価額を有しないものを除きまして、すべて裁判所の許可を得なければならぬことになつておるのでございます。これを原則として右の行為は、裁判所の許可を要しないものとしたしまして、これらの行為のうち裁判所が特に定めたものについてのみその許可を得なければならぬことに改めよう、というのでございます。その理由は、管財人は事業の経営に全力を挙げて会社の更生を図る困難な任務に当るものでありまして、その手腕力量を自由に発揮させる必要があるわけにて

第四部第三類

法務委員会会社更生法案等に関する小委員会会議録第一号

昭和二十七年五月十六日【参議院】

でございます。然るに裁判所が管財人の行為が更生に必要な原案に列挙せられておりますような行為につきまして、全面的に制約を加えられるというところは、管財人の十分な活動を阻害する虞れがあるわけでございます。よつて裁判所が必要と認める行為を指定した場合には限りまして許可を要するものとするのが妥当ではないかという、こういう理由でございます。

第七点は、第六十七條第二項から第四項までにおきまして更生手続開始決定があつた場合の国税徴収法による滞納処分等の排除期間は、更生計画認可、若しくは更生手続終了までの間、又は決定の日から六カ月間とし、裁判所は、徴収の権限を有する者の意見を聞いて、この六カ月の期間を三月間に限り延長することができるものとなつておるのでございます。これを右の六カ月間を一年間に改めまして、徴収の権限を有する者の同意を得た場合は、適宜この期間を延長することができるものとすることに改めようということでございます。その理由は、更生計画認可前に滞納処分等が実行されまうと、更生手続が徒勞に終る虞れがあるわけでございます。然るに原案による滞納処分等の排除期間は、更生手続開始後六カ月間、最大限九カ月間でございます。この期間内に更生計画案が可決されることを期待するということは、各種の会社の更生手続を考慮いたす場合に無理ではないかと考えられる、こういうことがその理由でございます。

第八点は、第八十二條に否認権行使の方法は、訴又は否認の請求だけに限られておるのでございます。これを否認権の行使方法といつたしまして抗弁をも認めることに改めようということでございます。その理由は、現に訴訟が係属している場合におきましては、抗弁の方法によりまして否認権を行使できるとすることが簡便でありますし、且つ訴訟経済上有利であることも考えられるわけでございます。これは破産法におきまして認められていたところでありまして、否認権は抗弁によつて行使できることにする必要があるのであるか、こういうことが理由でございます。

第九点は、第九十三條におきまして、更生手続開始当時詐害行為取消訴訟、又は破産法の規定による否認の訴訟が係属するときは、その訴訟は中止するものとなつておるのでございます。これを中止を中断に改めまして、受継手続を規定したそうということで改めます。その理由は、中止を中断に改めまうことは、訴訟経済にも適して妥当ではなからうか、こういうことでございます。

第十点は、第九十四條におきまして、管財人は利害関係のない者のうちから選任しなければならず、又法人は信託会社及び銀行に限つて管財人となることができるようになつておるのでございます。これを管財人の選任につきましては、利害関係の有無を問わないことといたしまして、又法人を管財人に選任する場合にも何らの制限をしないことに改めようということでございます。その理由は、管財人に適材を得るか否かは、会社更生の実効を挙げるか否かにかゝる重大な事柄でございます。これに適材を得るためには、その選任の範囲を成るべく拡げる必要がある

といふことがその理由でございます。第十一点は、百二十二條に租税等の請求権につきましては、徴収の権限を有する者の同意がなければ、更生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定めをすることができないこととなつておるのでございます。これを二年以下の徴収の猶予又は滞納処分等の執行猶予は、徴収の権限を有する者の意見を聞いて定めることができ、必ずしもその同意を要しないということに改めようというものでございます。その理由は、租税等の請求権の減免又は徴収の猶予等は、すべて徴収の権限を有する者の同意がなければならぬものとし、会社の更生をいかにかつ一般債権者の譲歩のみに期待することは均衡を失する。特に租税債権に優先する更生担保権者との関係を考慮すれば、なおさら均衡を失することが明らかになるわけでございます。よつて租税等の請求権の特質をも考慮いたしまして、徴収の猶予又は滞納処分等の執行猶予につきましては、徴収の権限を有する者の同意がなくてもその意見を聞いて定めることができることにする必要があるのであるという理由でございます。

第十二点は、第六十條におきまして、会社財産を事業が継続するものとして評価して清算したと仮定した場合におきまして、債権の弁済を受けることができない更生債権者等を計画から除外できることとなつておるのでございます。この規定を修正いたしまして、削除しようというのでございます。その理由は、原案のような仮定に基く評価は、實際上極めて困難であるばかりでなく、このような規定を設けるとときは、その濫用を招いて公正を欠

く虞れがあるわけでございます。更生計画の作成審議を権利者保護の見地からできるだけ慎重ならしめまして、且つすべての権利者に関係人集会への参加の機会を与え、公正妥当な更生計画を樹立させるためには、右の規定を削除する必要があるという理由でございます。

第十三点は、第六十二條におきまして、社債権者は原則として個別的にその権利を届出で更生手続に参加するものとし、社債募集の委託を受けた会社又は担保付社債信託法の受託会社は、権利の届出をしない社債権者のために、更生手続に属する一切の行為をすることができるようになつておるのでございます。担保付社債信託法の受託会社又は社債権者の代表者は、社債権者集会の決議によりまして、例えば総社債権者のために集会的に更生手続に参加することができるよう改めようというのでございます。その理由は、社債権者につきましてその届出、議決権の行使その他更生手続に属する一切の行為を集会的に行い得るものとするのは、更生手続の進行を簡素化するために極めて必要であるというのでございます。

第十四点は、第二百十三條におきまして、更生担保権者の組において更生計画案を可決するには、清算を内容とする計画案を除き、議決権の総額の四分の三以上を當る議決権者の同意を要するものとなつておるのでございます。これを更生担保権の期限の猶予を定める計画案につきましては、四分の三以上、減免その他の変更を加える計画案については全員の同意を要するものとすることに改めようというので

ございます。その理由は、担保権は言うまでもなく強力な権利でありまして、破産法におきましては別除権として認められておるところでございます。更生手続におきましてもこの権利を保護する必要があるわけでありまして、原案の規定ではその保護が十分でなく、担保制度を危険に陥れる虞れがあると共に、会社に対する金融につきましても担保貸付が不安定となり、却つて金融根柢を招く虞れがあるというのでその理由でございます。

第十五点は、管財人に対する融資等によつて生じた債権が、共益債権であることの規定が明確を欠いておるのでございます。これを修正いたしまして、特に共益債権として明記しようというものでございます。その理由は、管財人に人を得ても資金の融通が容易でなければ会社更生の目的を達することは困難でございます。右の債権が優先的に保護されるものであることを明記いたしまして、管財人に対する融資を促進し、その資金調達を容易ならしめる必要があるというのでその理由でございます。

第十六点は、更正計画において予想された以上の収益があつた場合の収益金の処分についての規定が原案にないわけでございます。これを修正いたしまして、右の収益金の処分を更生計画の必要の記載事項として加えようというのでございます。その理由は、更生計画案において予想していた以上の収益があつた場合におきまして、その収益金の使途、例えば計画に定められた弁済期前においてもこれを弁済に当て、又は営業資金として使用するなどをその更生計画案において明記せまうと

る正式修正案について小委員会として

○委員長（伊藤修君）ではさよう修正することに決定いたします。

有難うございました。

頁	段	行	課	正
四	二	三	会社財産の処分	会社が財産の処分
六	四	三	量	点
五	三	二	会社	解釈

六	五	一六	和議法	特別和議法
七	一	七	返す期限	申立をする時期
八	一	一七	不確実	確実
三	二	一七	一年前と、	一年前とする。
〃	〃	三	告認権	否認権
〃	〃	島	施行期間は先行し	時効期間は進行し
○第二号				
五	一	八九	第四百四十一條	第二百四十一條
〃	〃	一七	更生債権者等	更生債権者表等
九	二	〇	三十四條	○委員長(伊藤修君)三十四條
二	五	二	抗告	供託
二	四	二一六	更生担保権、例えば商事留置権というふうな場合	更生担保権につき、例えば商事留置権を取得したというふうな場合をいうのであります。
〃	〃	三六九	ほうは備わつておる	ほうが狭くなつておる
○第三号				
五	五	六	幅渡	錯綜
四	一	二二	更生債権者等	更生債権者表等
七	二	三	倒産	動産
一〇	三	二	質権	敷金
〃	〃	二四	質権変還	敷金返還
〃	〃	一八	以内	を要する
〃	〃	三三	数人について更生手続が開始された。	数人のうちの誰かについて更生手続が開始された場合。
二	二	一	実際	立案
○第四号				
二	一	質権	質権	失権
五	三	元	第一には	第一項は

四二	三	株券	担保権
五	三	質権	失権
六二	一	権利を拘束しては、	権利に拘束されては困る。
四二	一	申せませんが、	申せませんが、

○第五号

一	二	点	意味
二	二	退職金	後者の退職金
三	一	手続開始決定	計画認可決定
三	二	自立補正	自ら補正
四	二	登載	記載
四	二	裁判所の	裁判所法の
四	二	場合で	場合が
四	二	意見を求める	異議を述べ
四	一	判決確定の訴えとか破産法に載つて	判決による場合も確定の訴として破産法にも載つて
四	二	どちらでも	こちらでも
四	二	更生担保権	更生担保権者表
五	三	よりましては	おきまして
五	二	破産確定	破産債権確定
七	一	〇一問題等	問題と
八	一	第七條	第七章

第十二回 国 会 会社更生法案等に関する小委員会會議録第二号正誤

頁	段	行	誤	正
二	一	三	繼承的	形成的
四	一	八	整理	成否
八	二	四	こうむるだらう	こうむるだらうか
三	一	八	本年	本来